

教育長(10:30)

〉 それでは、日程第 1、報告事項 1、会議及び諸行事報告、事務局より説明願います。

管理課長

〉 1 ページをお願いいたします。4 月 23 日から 5 月 28 日までの報告です。（議案 1 頁により説明）事務局関係につきましては、説明を省略をさせていただきます。以上です。

教育長

〉 はい。このことについて確認することがあれば、ご発言をお願いいたします。

（各委員「ありません」）

教育長

〉 よろしいですか。

（各委員「はい」）

はい。それでは報告事項 2、令和 8 年度準要保護児童生徒の認定について、事務局より説明願います。

管理課長

〉 議案 4 ページ報告事項 2、令和 8 年度準要保護児童生徒の認定についてであります。別冊で配布しております令和 8 年度準要保護児童生徒の認定資料をご覧ください。準要保護児童生徒の認定をするにあたって、その認定要件を満たしている者について、教育長専決で認定をしましたので報告をいたします（別冊令和 8 年度準要保護児童生徒の認定資料に基づき説明）。以上で説明を終わります。なお、別冊の認定資料については、会議終了後回収いたします。

教育長

〉 はい。報告事項 2 について何か確認することがあれば、お願いいたします。

（各委員「ありません」）

教育長

〉 よろしいですか。

（各委員「はい」）

はい。それでは日程第 2、議案第 8 号、令和 8 年度準要保護児童生徒の認定について事務局より説明願います。

管理課長

〉 はい。議案 6 ページ、別冊議案資料 5 ページ準要保護児童生徒の申請状況について、2 件準要保護児童生徒の認定要件に満たないということで、この 2 件については認定しないということであります。収入状況が基準の 1.5 倍を上回っていることから該当にならないということです。説明は以上です。

教育長

〉はい。このことについて何か確認することがあれば、お願いいたします。

（各委員「ありません」）

〉それでは議案第8号を承認してよろしいですか。

（各委員「はい」）

〉はい。それでは日程第3、議案第9号、広尾町スポーツ推進委員の委嘱について事務局より説明願います。

社会教育課長

〉はい。議案7ページをご覧ください。議案第9号広尾町スポーツ推進委員の委嘱についてであります。広尾町事務委任規則第2条第8項の規定により、広尾町スポーツ推進委員の委嘱について教育委員会にお諮りするものであります。新たに委員として委嘱するものとして 浜頭つとむ氏。委嘱年月日は令和8年5月29日となっております。任期は、本日5月29日から残任期間である令和9年4月24日までとなります。以上本委員会にお諮りいたします。

教育長

〉はい。このことについて皆さんから質疑等あればお願いいたします。

武藤委員

〉いいですか。これは誰の代わりですか。

社会教育課長

〉これは前任の金曾委員の欠員の補充となります。

教育長

〉よろしいですか。

（各委員「はい」）

〉はい。議案第9号について承認いただきました。それでは日程第4、協議事項、令和8年度一般会計補正予算（第2号）について事務局より説明願います。

管理課長

〉はい。議案9ページ協議事項、令和8年度一般会計補正予算（第2号）についてであります。

まず管理課総務係、学校教育係、給食センター関係部分の歳出から説明いたします。今回の補正には、4月1日付け人事異動による人件費の調整と会計年度任用職員の採用による分がふくまれております。人件費の補正については、説明を省略させていただきます。

議案12ページをお開き願います。9款教育費、1項教育総務費、4目財産管理費、11節役務費は、スクールバス更新に係る自動車リサイクル料と公用車損害分担金、自賠責保

除料の値上げによるものです。22節償還金利子および割引料は、教育委員会の公用車を購入することから、その償還金です。13ページです。2項小学校費、1目学校管理費、17節備品購入費は、豊似小学校に対して10万円の寄附があったことから、豊似小学校の備品として活用するものです。歳出は以上です。次に歳入です。11ページをお願いします。15款道支出金、2項道補助金、7目教育費道補助金、3節学校給食費補助金、12,469千円です。国の小学校の給食費無償化に係る交付金が道を通じて交付されるものです。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金、3節教育費寄附金です。歳出の備品購入費で説明いたしました、豊似小学校への寄附金10万円です。管理課総務係、学校教育係、給食センター分については以上であります。

社会教育課長

〉 つづきまして、社会教育関係の予算について説明いたします。13ページをお願いします。4項社会教育費の補正です。1目社会教育総務費10節需用費の光熱水費につきましては、シーサイドパークのくじら池が干上がっているため、環境保全を目的に池に水をためるための水道料となります。3目図書館費 自賠責保険料は、図書館バスの自賠責代金の値上げによる補正であります。4目海洋博物館・伝習館費11節役務費につきましては、本年度坂本直行氏が生誕120年を迎える記念の年であり、海洋博物館にある同氏の作品を利用した記念切手を郵便局で作成していただきました。1部1800円で管内郵便局で取り扱う予定です。その作成した500部のうち、教育委員会で150部購入して、関係者への配布及び博物館での販売に充てる予定です。つづきまして、14ページをお開き願います。5項保健体育費の補正です。1目 保健体育総務費につきましては、今年度より部活動の外部講師制度を導入する予定でその関連の経費となります。7節報償費において外部講師への謝金として、平日2時間、休日3時間の各1回、30週の5団体程度の謝金を計上しております。また、11節役務費には、外部講師用のスポーツ保険料を計上しております。18節負担金補助及び交付金についてです。単位スポーツ少年団運営事業交付金については、部活のない競技、主に柔道や卓球等の生徒について、指導いただいている少年団に1名につき月額1000円の交付金を助成したいと検討しております。また、部活動外部講師資格取得等交付金については、外部講師として必要な資格を取得するための費用として、その検定料分を交付金に計上しております。

次に、歳入の説明をさせていただきます。11 ページをお開き下さい。20諸収入、5項、2目、5節雑入、として切手の販売収入として50セット分の収入を計上しております。以上で社会教育課関係の補正予算について、説明を終わります。

教育長

〉 このことについて、何か質問等ございますでしょうか。

武藤委員

〉 記念切手の発売時期についてはいつ頃を予定していますか。

社会教育課長

〉 7月下旬くらいを予定しております。その時に博物館で特別展というのを行いまして、それと同時にそこで売っていかうかなと考えております。1,800円なんですけれども、7%だけ引いた金額で町に入れてくれる。最初はだいたい引いてくれるような話だったんですけれども。それも最初は1,500円くらいという話だったんですけれど、ナフサ不足の関係でいきなり1,500円になったという状況であります。

齊藤委員

〉 いいですか。費用面のことを決算で確認したかったんですけれども。部活動の外部講師資格取得交付金についてなんですが、これは意欲ある方に対してとか経験者とかってなってると思うんですけれども、広報とかでこういうふうに講師を募集しています、それにあたっては資格をお持ちでなければ、この資格取得に対して交付金がありますという案内とかって入れる予定でしょうか。

社会教育課長

〉 おっしゃるとおり案内を入れる予定です。ですが今予算を持っていないので、補正予算の議会終了後で動けるよう準備し、学校にも伝えております。

齊藤委員

〉 ちなみに、今、中学校とか部活動やってるところは、そういう資格が必要な指導者がほとんどなのでしょうか。

社会教育課長

〉 ほとんどのものに資格があって、コーチングにも色々あるんですけれども、今回の外部講師については、いろんな各団体・各競技の資格でもよく、これに準ずる資格。もしなければ日本のコーチングスタッフという資格があるんですけれども、その資格を取っていただいて、もしなければバスケットであればバスケットの個別の資格、卓球であれば卓球の個別の資格であれば、それに準じた資格ということで外部講師として広く受け入れたいな、というところです。

齊藤委員

〉 わかりました。ありがとうございます。

小柳委員

〉 いいですか。この話ではないんですけれども、以前、部活動を全体的なスポーツ活動的な形に変えていくみたいな話がありましたよね。全体で今日は卓球をやるとか今日はバスケットやるとか、そういった部活動に変えていくという話がありましたが、それはなくなったのでしょうか。

社会教育課長

〉 最終的には地域スポーツクラブという形で地域の方におりてきてしまうので、そういっ

た形にはなってくる。地域スポーツクラブの中の卓球ですとか地域スポーツクラブの中のバスケットですとか、そういった形になっていければと考えております。今は部活のほうの制度も活かしながら外部講師を入れていかないと、なかなか上手く回っていかないというところがありまして、先生も将来的には先生としての立場ではなくて、地域スポーツクラブの講師としてやってもらってということです。

小柳委員

〉実際に野球部の子であっても何曜日に総合なんとかってというのが、すいません内容は分からないんですがあるかと思いますが、なんとか先生という方が来てやってらっしゃるんですね。それはこっちは関係ない？関係はあるんですが、予算とかそっちは関係ないですか。

社会教育課長

〉関連はあります。もともと岡本さんのインストラクターの方にやっていただいているんですけども、実際今までは大人のほうを冬だけ来て青少年研修センターで教えていただいているんですが、その方に来ていただいて、いつも8時までいていただいていたんですが、ちょっと前倒しして部活の時間に来ていただいて、トレーニングをしていただいて、早めに帰っていただくということで、先生方に話すと、本来、部活の意向というのは休日から始まるんですが、平日のほうにやってほしいという要望があって、平日の一日どこかで行うということになったんですね。全体でできることないかって考えたら、体幹を動かすとか体幹を鍛えるとかってということで今、週に一回来ていただいてやっております。それも部活の地域意向の一環と考えております。

教育長

〉ほかに何かございますか。

(各委員「ありません」)

〉よろしいですか。

(各委員「はい」)

〉それでは、日程第5、その他、事務局から何かございますか。

社会教育課長

〉すいません。私の方から、先ほど一枚もので机の上に置いてあるかと思うんですけども、予算のほうはもう取ってあったんですけども、広尾町全体でポイントをあわせていかなければいけないということで、7月からスタートということになりました。私どもの関連するところでございますと、行政ポイント付与対象事業というところで、社会教育の講座、スポーツの教室ということでこちらのほうは50ポイント。そして図書館の関係なんですけど、図書館の利用者登録、こちらは新規に登録された方には、300ポイント。図書館で一回本を借りたりしていただいた方には10ポイント。図書館のボランティアに参加していただいた方には100ポイントということになっておりますので、ご報告させていただきます。以上です。

齊藤委員

〉この内容については、１００％決定事項ということでよろしいですか。

社会教育課長

〉はい。ウォーキングだけポイントが１００ポイントと高いのは、健康管理という意味で健康寿命を延ばすために必要な講座だから高くしているという意味合いらしいです。うちのほうは５０ポイントにしてくれ、ということでこのようなポイントとなっております。以上です。

管理課長

〉私の方から一点ございます。毎年開催されております北海道市町村教育委員会研修会が７月１６日に札幌市で開催される予定となっております。開催要項が届き次第、案内を送付します。日程は７月１５日から１６日の１泊２日です。以上です。

教育長

〉先ほど会議が始まる前に運動会の話をしていたんですけれども、それぞれ委員さんをお願いしてですね。小柳委員に広尾小学校に行ってもらおうということと、豊似小学校には武藤委員に行ってもらおうということをお願いしております。中学校には齊藤委員と武藤委員に行ってもらおうということをお願いいたします。

よろしいですか。それでは、第２回広尾町教育委員会を終了します。お疲れさまでした。

(11:00)

この会議録は、令和８年５月２９日に開催の教育委員会会議の確定に基づいて作成した。
(当日の議案は別紙のとおり)

教育長 山 岸 直 宏

教育長職務代理者 武 藤 敏 広

(令和８年７月２７日調製)

管理課総務係長